

日経指数運用に係る基本方針書

2020年5月11日
株式会社 日本経済新聞社

1 目的

この方針書は、日本経済新聞社（日経）が著作権等の知的財産権を保有し、算出・公表する指数（日経指数）の運用方針を定めることを目的とする。

2 統制の枠組み

日経指数の運営は、インデックス事業室をその運営機関とする。インデックス事業室内に「指数運営会議」を設け、指数算出および関連業務の運営を執り行う。指数運営会議は、インデックス事業室長が主宰する。出席者はインデックス事業室員で構成し、原則として週1回開催する。日常運営はインデックス事業担当役員が精査・監督を行うが、重要事項については同役員および社長が指名したインデックス事業を所管しない役員等で構成する指数委員会が精査し監督する。

3 第三者の監督

3.1 日経は日経指数の算出など一部業務を第三者に委託することができる。委託先の選定は、受託者の信頼性、実績、利益相反の可能性等を勘案して決定する。

3.2 受託者との間では、書面による業務委託契約を締結し、受託者の役割及び義務を明確に定義する。

3.3 受託者との間に、十分な連絡体制を設け、委託業務の適切な実施を監督する体制を構築する。

4 算出要領の公表

日経指数は、指数の決定、銘柄選定、その他算出方針に係る必要事項を記載した算出要領を作成し、日経指数公式サイトで公表する。

5 算出方針の見直し

5.1 日経指数が計測する価値の状況について、算出方針を変更すべき構造的な変

更があったかを、年 1 回、構成銘柄の定期見直し時に指数運営会議で判断する。見直しには、市場の流動性の低下や制度変更への対応など、指数の潜在的な限界の検討を含む。

5.2 上記 5.1 の他、指数運営会議は算出方針の評価検討を必要に応じて実施する。

5.3 5.1、5.2 の結果、重要な変更が必要な場合には、本書第 9 項によって対応する。

6 市場ストレス時の対応

市場ストレスまたは混乱により、日経指数算出に必要な取引所価格が取得できない状況下においては、算出要領の計算手順に基づき、直近の正当な価格を用いるなどして指数の決定を行う。ただし、正当な価格が取得できない場合には、欠損値することがある。日経指数の市場ストレスまたは混乱時の対応については、速やかにこれを公表する。

7 指数の訂正

以下の各号に該当し、指数の訂正が必要となった場合、終値を再計算し訂正することがある。訂正する場合には、その理由を含めて、訂正值とともに速やかに公表する。

- ① 取引所により終値等が訂正された場合
- ② コーポレートアクションが反映されなかった場合
- ③ コーポレートアクションが誤って反映された場合
- ④ コーポレートアクションが修正または取り消された場合
- ⑤ その他、指数算出に誤りがあった場合

尚、指数の訂正は、終値のみを対象とし、原則として日中の指数値は訂正しない。指数の訂正は指数運営会議がこれを決定し、速やかに公表する。

8 利害関係者との協議

日経は日経指数公式サイト上に、問い合わせ受け付けフォームを設置し、利害関係者からの質問、コメント等を随時受け付ける。問い合わせについては、迅速かつ適切に回答するよう努める。また、利害関係者からの不服の申し出については「日経指数の不

服処理に係る方針書」を定め、これに従って対応する。

9 算出方針の重要な変更

9.1 重要な変更とは、日経指数が計測する価値の変更、または、銘柄選定方法や算出方法の変更により、日経指数に連動する商品の運用者による当該商品の組み換え等が必要となる変更を言う。

9.2 重要な変更は、指数委員会で決定し、十分な周知期間をもって、公表・実施する。

10 停止および移行対応

日経指数の停止または移行については「日経指数の停止または移行に係る方針書」を定め、これに従って対応する。

11 コンサルテーション

日経は、日経指数の変更等について、事前に利害関係者に意見を求めるコンサルテーションを実施する。コンサルテーションは以下に該当する事象のうち、日経が必要と認めるものについて行う。

- ① 第 9 項に定める算出方針の重要な変更該当するもの
- ② 第 10 項に定める、停止および移行対応のうち、金融商品での利用を許諾している指数を恒久的に停止する場合
- ③ 上記①②以外で、日経指数の運用に関するもの

12 利益相反の管理

日経指数は、いずれも取引所価格に基づき、コンピュータで自動的に決定及び公表する透明性が高い指数であり、本質的に、利益相反のリスクは低い。さらに、以下の施策により、指数の健全性及び独立性を担保している。

12.1 報道機関としての信頼性を確立するため、中正公平を社是とする行動規範を定めており、インデックス事業室を含む全社員に順守を求めている。

12.2 金融商品の組成、販売、清算等に関与しておらず、企業レベルでの潜在的な

利益相反は存在しない。

12.3 報酬体系は、日経指数の決定プロセスに連動しておらず、指数の水準により報酬やインセンティブが与えられることはない。

12.4 日経指数の運営は、インデックス事業室が担当し、社内の他部署とは報告ラインを分離している。

12.5 インサイダー取引に関する内規により、インデックス事業担当者による個別株式及び日経指数関連商品の保有、売買を制限している。

12.6 情報管理規定を制定し、インデックス事業を含む、各事業に関する情報へのアクセスを管理している。

13 内部告発のメカニズム

日経は、行動規範に反する行為あるいはそれを疑わせる行為について通報する、内部告発制度を設けている。社内、社外の通報窓口があり、匿名による通報も受け付ける。

14 社内研修等

情報管理規定、インサイダー取引に係る内規等について、年 1 回、社内研修を実施する。また、随時、指数の手法や対象とすべき事象について、専門家を招いた研究会や社内ワークショップを実施し、専門知識の向上に努める。

15 変更

本書の内容は社内規則に則り、予告なく変更することがある。変更した場合には、速やかに日経指数公式サイトで公表する。

以上

【変更履歴】

日付	内容
2020年5月11日	第11項としてコンサルテーションに関する記載を追加、以下項番を繰り下げ
2020年5月11日	第14項に、社内ワークショップを追加